

## 「企業倒産件数」が20年ぶり低水準（日本）

### 1. 「企業倒産件数」を把握するには？

企業の倒産件数を把握する場合、発表の時期が早いことなどの理由から、民間信用調査会社による数字を参考にすることが多いです。

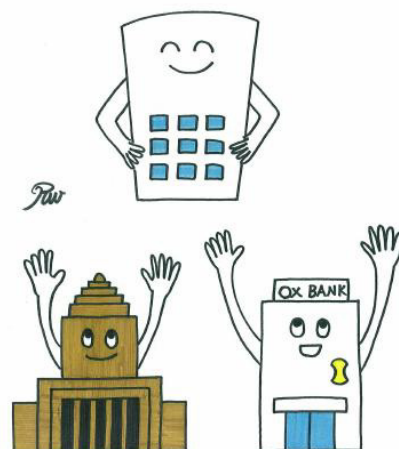
「企業倒産」の定義は、発表元により異なりますが、その多くは企業が「銀行取引停止処分」を受けた場合や、「会社更生法・民事再生法・破産法」などにかかわる手続きを行う場合を挙げています。

### 2. 最近の動向

民間信用調査会社の東京商工リサーチが発表した「2011年度の全国企業倒産件数（負債額1,000万円以上）」は、1万2,707件と前年度比2.7%減少しました。3年連続の減少です。また、件数が1万3,000件を下回るのは1991年度以来、実に20年ぶりです。

負債総額は3兆9,906億円と、前年度比15.5%減少しました。こちらも倒産件数と同様に、3年連続の減少です。また、金額は1990年度以来、21年ぶりの低水準となりました。

2011年度には、DRAM製品の開発・製造を行うメーカーや、和牛オーナー制度などを運営する牧場など、約4,000億円規模の大型倒産もありました。しかし、従業員数別では、5人未満の零細企業の倒産件数が全体の67.7%を占め、過去20年間で最高の割合でした。



### 3. 今後の展開

倒産件数が減少した主な要因として、政府が実施したいくつかの資金繰り支援が挙げられます。例えば、政府は震災後に復興を支援する特別保証枠などを設定。これにより、昨年度の東北地区の倒産件数減少率は28.6%減少と、全国で最も少なくなりました。また、2009年末に資金繰り支援のために施行された「中小企業金融円滑化法」は昨年も期限が延長され、こちらも倒産件数の減少に一役買いました。

しかし、資金繰り支援策だけでは、企業が根本的な業績不振から抜け出すのが難しいこともまた事実です。特に、今年度はガソリン高や電力料金の値上げなども見込まれ、経営環境には厳しさが残ります。倒産件数が再び増加するシナリオを避けるためには、新たな収益の柱を育てようとする中小企業の努力を助ける、政府の一段のイノベーション支援などが必要かも知れません。

弊社マーケットレポート

検索!!

2012年04月10日【キーワード No.812】「街角の声」が急回復、8カ月ぶりの中立水準超え(日本)

2012年03月30日【デイリー No.1,275】日本の鉱工業生産指数(2月)～前月比で3カ月ぶりのマイナスに～

■この資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■この資料に基づいてとられた投資行動の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

## 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
  - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
  - ・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております(当資料作成基準日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■この資料に基づいてとられた投資行動の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社